

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第13条第2項の規定に基づき、富山県公安委員会個人情報管理規則を次のように定め、公布する。

令和5年2月20日

富山県公安委員会委員長 林 和夫

富山県公安委員会規則第3号

富山県公安委員会個人情報管理規則

（目的）

第1条 この規則は、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び富山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富山県条例第47号。以下「条例」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (3) 行政文書 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。
- (4) 公文書 富山県公安委員会文書管理規則（平成13年富山県公安委員会規則第11号）第2条に規定する文書をいう。
- (5) 個人情報取扱事務登録簿 条例第3条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿をいう。

（公安委員会が管理する個人情報）

第3条 公安委員会が管理する個人情報は、富山県公安委員会文書管理規則第4条第1項各号に掲げる公文書に記録されている保有個人情報その他の公安委員会が自ら取り扱う事務に係る個人情報とする。

（総括個人情報管理者）

第4条 公安委員会における個人情報の管理に関する事務（以下「個人情報管理事務」という。）を総括するため、総括個人情報管理者を置き、富山県警察本部警

務部総務課公安委員会補佐室長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 個人情報取扱事務登録簿の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報管理担当者)

第5条 公安委員会に、個人情報管理担当者を置く。

2 個人情報管理担当者には、富山県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室の係員から総括個人情報管理者が指名する者をもって充てる。

3 個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者を補佐するものとする。

(正確性の確保)

第6条 公安委員会が管理する個人情報を取り扱う職員（以下「職員」という。）

は、保有個人情報の内容が事実でない認められたときは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、過去又は現在の実態と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第7条 総括個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報及び当該保有個人情報が記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(廃棄及び削除)

第8条 総括個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている行政文書を廃棄するときは、溶解その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(漏えい等発生時の措置)

第9条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等」という。）が生じたときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。

2 総括個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その原因を調査するものとする。

3 総括個人情報管理者は、第1項の規定により報告を受けた漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、速やかにその旨を公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

4 前項に定めるもののほか、総括個人情報管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の規定による調査の結果に基づき保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を公安委員会に報告するものとする。

(法令等に基づく特別の定め)

第10条 法令、条例又は規則及びこれらに基づく告示又は規程の規定により、個人情報の取扱い及び管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合は、当該事項については、当該法令、条例又は規則及びこれらに基づく告示又は規程の定めるところによる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、個人情報の管理に関し必要な事項は、警察本部長が定める個人情報の管理に関する規定を準用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。